

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第32報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

本県では、令和4年1月27日から2月20日までを、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づき、まん延防止等重点措置期間として、県民及び事業者の皆様に対し協力を要請しておりましたが、依然、新規感染者数が高い水準で推移していることなどから、まん延防止等重点措置期間が、同年3月6日（日）まで延長されました。

また、重症化リスクの高い方が多く利用する社会福祉施設等においてクラスターが頻発していることなどから、今回、マスク着用の困難な利用者に対応する職員は保護メガネを着用するなどの追加の協力要請をしました。

つきましては、職員、利用者及びその家族等に改めて周知いただきますとともに、引き続き徹底した感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○社会福祉施設・医療施設等への協力要請（法第24条第9項に基づくもの）

- ・新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- ・マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ること
- ・食事は黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下（介助者等を除く。）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- ・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出勤させず、早期の受診を促すこと
- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底すること
- ・面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- ・退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- ・入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、迅速に接種を進めること

※下線部が今回追加した協力要請

【添付資料】

岡山県新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(2022. 2. 18)